

平成 14 年 10 月

土地税制の見直しに関する緊急要望

大阪商工会議所

我が国経済はここにきて再び土俵際に追い込まれている。政府は経済有事下との認識をもち、需給ギャップ解消に向けた需要喚起策にあらゆる政策のベクトルを合わせるべきである。特に土地・不動産については依然価格が下げ止まらず、新たな不良債権発生の原因ともなっており、思い切った対策が急がれるところである。

本会議所では 9 月に「平成 15 年度税制改正に関する要望」を建議し、デフレ克服に眼目を置いた税制改正を求めていたが、地価の下落に歯止めをかけるとともに、新規需要創出の柱と期待される都心への投資促進に向け、土地税制の見直しを再度要望するものである。

については、平成 15 年度税制改正にあたっては、下記の事項について特段の配慮を払われたい。

記

1. 固定資産税の負担軽減

平成 15 年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるが、長期にわたる地価の下落にもかかわらず、固定資産税負担は依然重く、特に都心の商業地における税負担は過重となっている。

固定資産税の負担水準については、平成 3 年の地価税導入時の政府委員（旧大蔵省主税局長）答弁で固定資産税の実効税率（「土地の時価」に対する「固定資産税額」の割合）について 0.4% が最も高い水準とされているにも関わらず、現在、商業地の実効税率は 0.6% まで上昇しており、早急に負担水準の引下げが必要である。

また、現在、土地の固定資産税評価額は公示価格の 7 割を基準に評価した上で負担調整を図る方法が取られているが、そもそも固定資産税は土地の所有に対して課税しているため、その評価額は土地から得られる収益に照らして適切な水準でなければならない。そこで、土地評価については土地の収益力に力点を置いた評価方法に移行すると同時に、課税方法の簡素化を図られたい。

2. 土地の流動化を促す税制の構築

地価の下落に歯止めをかけ、不良債権処理の円滑化やデフレからの早期脱却をはかるべく、不動産取得税・特別土地保有税・事業所税の廃止、登録免許税の手数料化など流通・保有段階での課税の軽減・撤廃、法人の譲渡益課税重課制度の恒久的廃止など、バブル期の地価上昇を背景とした税制から速やかに土地の流動化を促す税制に転換されたい。とりわけ、都市再生特別措置法で指定された緊急整備地域の開発促進に向け、思い切った税制誘導措置をとられたい。

以 上